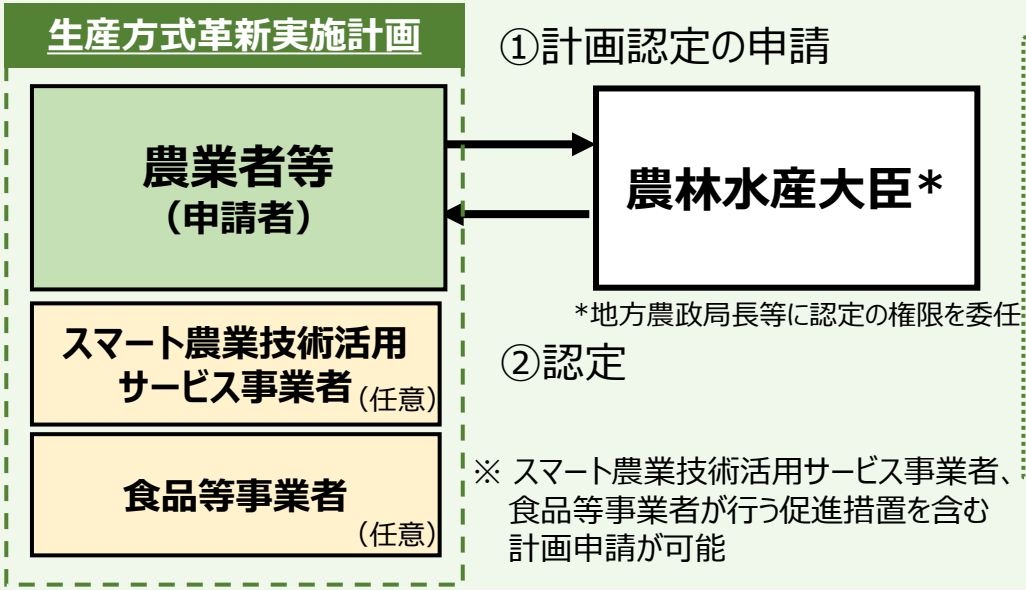
生産方式革新実施計画

生産方式革新実施計画のスキーム

●生産方式革新実施計画のスキーム



認定の基準＜基本方針第１の３＞

１．基本方針に照らして適切なものであること

- 基本方針第１の２(1)から(6）までの事項に適合

２．円滑かつ確実に行われると見込まれること

- 生産方式革新事業活動の内容及び実施のスケジュールが明確かつ合理的であること。
- 生産方式革新事業活動に必要な資金の額が設定されており、かつ、その調達方法が適切であること。

【生産方式革新事業活動の内容】

・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動

【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等※1
（農業者又はその組織する団体）

※1　継続性や波及性を勘案し、複数の農業者が有機的に連携して取り組むことが望ましい

スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能

【計画の目標】

・計画全体で農業の労働生産性（付加価値額を労働投入量で除したものをいう。）の５％以上向上させる目標を設定すること

【実施期間】

・原則５年以内。　※ただし、果樹等の植栽又は育成を伴う場合その他特段の事情を有する場合には10年以内で設定可能

【実施体制】

・　複数の農業者等が共同して申請可能。その際、それらの取組が生産方式革新事業活動として一体性を有すること。

【その他の事項】

・実施期間終了後、計画全体で農業に係る所得が実施前と比較して維持され、かつ正となるよう取り組むこと
・　農作業の安全性の確保、データ等の知的財産の保護、環境への負荷の低減等に留意すること
・　関係地方公共団体等との連携を図ること等により、生産方式革新事業活動と関連する各種施策と調和して行われものとすること　（例：地域計画との調和等）

生産方式革新事業活動の認定要件

生産方式革新事業活動の主な要件

・生産方式革新事業活動の内容＜基本方針第１の２(1)＞
- 次の①から③までを満たす事業活動であること

① スマート農業技術を活用して農産物の生産又は農業経営の管理に取り組むこと（法第２条第３項第１号）

＋

② ①の実施による農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に取り組むこと（法第２条第３項第２号）

③ ①及び②の事業活動の全てに相当規模で取り組むこと（柱書）

- 「相当規模」とは、
  - ①及び②に係る事業活動により生産する農産物の作付面積又は売上高が、当該農業者等の行う農業に係る作付面積又は売上高のおおむね過半となっていること等※

    ※上記が難しい場合、①及び②に係る事業活動により生産する農産物の作付面積が、認定農業者のいる農業経営体における直近の類別作付（栽培）面積（当該生産方式革新事業活動を行う品目が含まれる類別に限る）の全国平均の5倍以上である場合も可

実施期間の間に、「相当規模」になるよう①と②に取り組むことが必要です。

  - ①に係るスマート農業技術の活用に要する費用に比して、その活用による農作業の効率化等の効果が十分に得られる内容になっていること

費用と効果をそれぞれ定量的に記載してもらうことが必要です。

事業活動の継続性や波及性を勘案し、２以上の農業者等が有機的に連携して取り組むことが望ましい。

費用対効果が見込めるよう、農作業の受託やスマート農業機械のリース・レンタル等のサービスの利用やグループでの共同利用を通じた共同申請も検討ください。

・生産方式革新事業活動の目標＜基本方針第１の２(３)＞
- 計画全体で農業の労働生産性（付加価値額を労働投入量で除したものをいう。）の５％以上向上させる目標を設定すること

労働生産性は、「付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）/総労働時間又は労働人数」で算出

・その他の事項＜基本方針第１の２(６)＞
- 実施期間終了後、計画全体で農業に係る所得が実施前と比較して維持され、かつ正となるよう取り組むこと

対象となる品目における農業所得が維持され、黒字であることが必要です。

新たな生産の方式の導入の取組について

・生産方式革新事業活動の内容＜基本方針第１の２(1)＞

① スマート農業技術を活用して農産物の生産又は農業経営の管理に取り組むこと（法第２条第３項第１号）

＋

② ①の実施による農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に取り組むこと（法第２条第３項第２号）

「新たな生産の方式の導入」とは・・・
スマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じて次のイからハまでのいずれかに該当する生産の方式の導入に取り組むものと規定。

イ スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等の導入
ロ スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷方法の導入
ハ スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入

※ただし、イからハまでのいずれかに該当する生産の方式以外に、①の事業活動に係るスマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じてその効果の十分な発揮のために不可欠な生産の方式がある場合には、当該生産の方式の導入に取り組むことも可能

＜新たな生産の方式の例＞

イ スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状等の導入



ロボットトラクターの導入

＋



ターン農道を整備し、機械が旋回しやすい環境を実現

ロ スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷方法の導入



自動収穫機の導入

＋



鉄コンテナを搭載した自動収穫機で一斉収穫し、鉄コンテナで貯蔵・出荷

ハ スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入



スマート選果システムの導入

＋



得られたデータを産地で共有し、栽培方法の比較・分析等を通じて、次期の栽培方法を変更

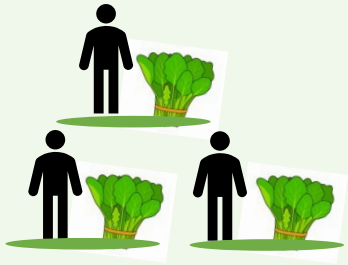
生産方式革新事業活動の促進に資する取組のイメージ

【法第７条第３項】

■　生産方式革新事業活動の実施に当たっては、**スマート農業技術活用サービス事業者**による農作業受託等のサービスの供給や**食品等事業者**による新たな流通、販売等の方式の導入を**一体的に実施することが効果的。**
■　生産方式革新実施計画にこれらの取組を含め、**融資等の支援措置を受けられる仕組みを構築。**

スマート農業技術活用サービス事業者との提携

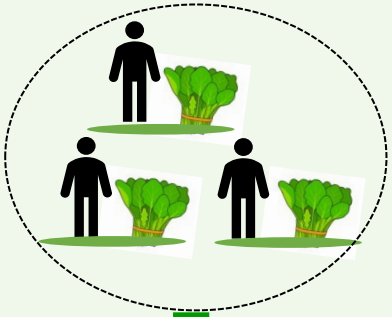
現状





個々の農業者がひとつひとつ手作業による収穫作業

将来の姿





（スマート農業技術活用サービス事業者）

複数の農業者がまとまって、スマート農業技術を扱うサービス事業者と提携し、収穫作業を委託

食品等事業者による新たな流通・販売等方式の導入

現状



人手による選別収穫



産地で選別・調製し発泡スチロール等で出荷

出荷に向けた農産物の収穫作業では、同時に選別・調製作業も行っていることから、多くの人手を要し、産地の負担が大きい

将来の姿

（農業者等の取組）



ドローンで撮影した画像等から、収穫時期や量を予測し、食品等事業者（実需者）と情報共有





鉄コンテナを搭載した自動収穫機で一斉収穫し、鉄コンテナで貯蔵・出荷

（食品等事業者の取組）





冷凍状態のブロッコリーを使用した製品

✓収穫時期・量の予測情報を基に施設の稼働を平準化
✓専用の冷凍加工施設を整備し、産地の選別・調製作業を代替し、効率化

加工・冷凍保存により、これまで出荷できなかったマーケットに国産品を供給

生産方式革新事業活動の促進に資する取組の認定要件

■ 生産方式革新事業活動は、農業者の生産性の向上を図ることを旨として促進を図ることとしているため、スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する取組について、その**役務の総量や農産物の総調達量のおおむね過半が生産方式革新事業活動に関係して行われるもの**とする。

生産方式革新事業活動の促進に資する措置の内容＜基本方針第１の２(2)＞

・農業者等の行う生産方式革新事業活動の内容に照らして、当該生産方式革新事業活動と一体的に取り組むことが効果的であること
・当該農業者等との継続的な取引の下で実施されるものであること
・促進措置を継続的かつ効果的に実施できるよう、本邦に当該促進措置に係る事業の拠点を有していること。

①スマート農業技術活用サービス事業者との提携

・農業者等の行う生産方式革新事業活動に要する費用の低減やその効果的な実施を図るためにスマート農業技術活用サービス※の提供を行うものであること。

※ 専門作業受注型、機械設備供給型、人材供給型、データ分析型のいずれかのサービスに該当する必要

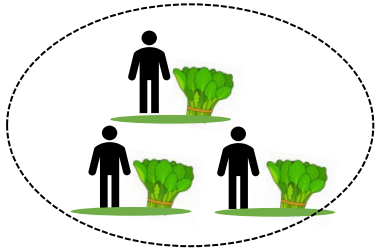
・設備等の導入を行う場合には、当該設備等により提供するスマート農業技術活用サービスその他の役務の総量のうちおおむね過半を生産方式革新事業活動に対して行うものであること。

②食品等事業者による新たな流通・販売等の方式の導入

・農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入に取り組むものであること。

(イ) スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した製造等の方式の導入
(ロ) 農業者等から提供を受けた生産方式革新事業活動に係るデータの有効な活用方法の導入
(ハ) 農業者等が行う農産物の選別、調製等の農作業の代替及び効率的な実施方法の導入

・設備等の導入を行う場合には、当該設備等が取り扱う農産物の総調達量のうちおおむね過半を生産方式革新事業活動により生産される農産物から調達するものであること。





複数の農業者がまとまって、スマート農業技術活用サービス事業者と提携し、収穫作業を委託

農業者の取組 ＋ 食品等事業者の取組



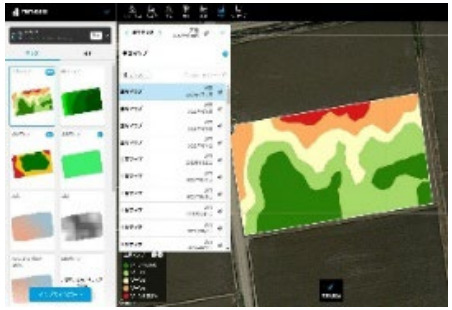
ドローンで撮影した画像等から、収穫時期や量を予測し、食品等事業者（実需者）と情報共有



収穫時期・量の予測情報を基に施設の稼働を平準化

生産方式革新事業活動のイメージ（水稲）

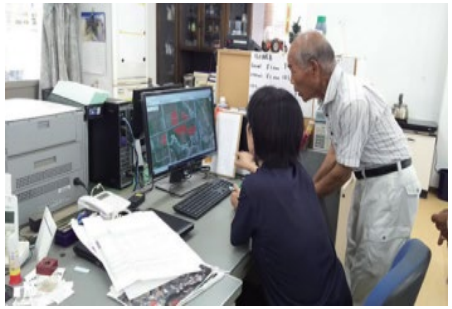
栽培管理システム ＋ データ共有・分析



スマート農業技術の活用

栽培管理システムの導入

＋



新たな生産の方式の導入

データの共有・分析

▼

栽培管理システムで取得したデータを他の生産者や営農指導員等と共有し、ほ場ごとの適正施肥や肥培管理につなげる。

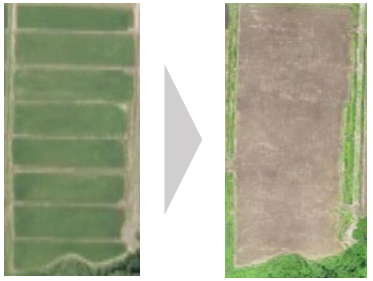
自動操舵トラクター等 ＋ 大区画化 等



スマート農業技術の活用

自動操舵トラクターや
直進アシスト付きトラクターの
導入

＋



出典：大区画化前圃場は国土地理院空中写真

新たな生産の方式の導入

大区画化
ほ場の均平化
作期分散 等

▼

自動操舵トラクターや直進アシスト付きトラクター等を導入し、直播面積割合の拡大、作期の異なる品種導入、畦畔除去による大区画化などを組み合わせて、機械の稼働面積や作業効率を高める。

生産方式革新事業活動のイメージ（土地利用作物・露地野菜 等）

自動操舵トラクター ＋ 枕地確保・畝間拡大 等



スマート農業技術の活用

自動操舵トラクターの導入

＋



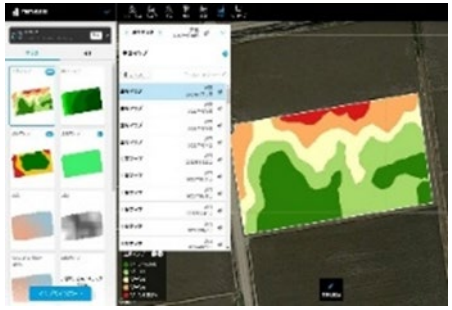
新たな生産の方式の導入

枕地の確保や畝間の拡大

▼

自動操舵トラクターや直進アシスト付きトラクター等に対して、機械旋回のための枕地の確保や畝間の拡大を組み合わせ、収穫作業等の作業効率を高める。

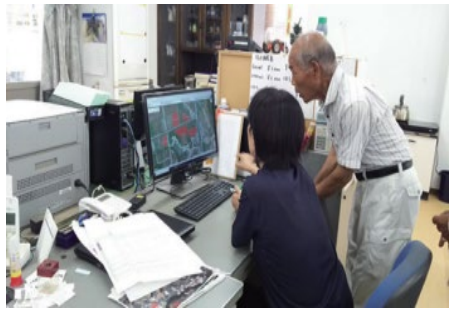
栽培管理システム ＋ データ共有・分析



スマート農業技術の活用

栽培管理システムの活用

＋



新たな生産の方式の導入

データの共有・分析

▼

栽培管理システムで取得したデータを他の生産者や営農指導員等と共有し、ほ場ごとの適正施肥や肥培管理につなげる。

生産方式革新事業活動のイメージ（施設園芸）

統合環境制御装置 ＋ 高軒高ハウス導入



スマート農業技術の活用

環境制御システムの活用

＋



新たな生産の方式の導入

高軒高ハウスの導入

▼

統合環境制御装置（または統合環境制御技術）と、高軒高ハウスの導入を組み合わせ、施設外環境の影響を受けにくくし、温湿度・日射量などのデータに基づく肥培管理の効果を高める。

環境モニタリングシステム ＋ データ共有・分析



スマート農業技術の活用

環境モニタリングシステム
（気象ｾﾝｻｰ及び土壌ｾﾝｻｰ）
の活用

＋



新たな生産の方式の導入

データの共有・分析

▼

環境モニタリングシステムや出荷予測システムで得たデータを、部会員や食品等事業者と共有・分析し、適正な栽培管理や販売最適化につなげる。

生産方式革新事業活動のイメージ（果樹）

農業用ドローン ＋ 樹形変更



スマート農業技術の活用

農業用ドローンの導入

＋



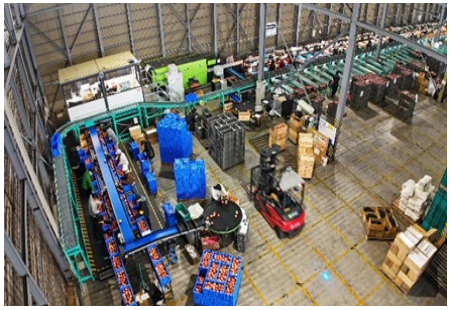
新たな生産の方式の導入

剪定等による樹形の変更

▼

農業用ドローンの散布作業と、ドローン作業に適した樹形の導入を組み合わせることで、農薬付着率や施肥効率を高め、管理作業の省力化を図る。

スマート選果システム ＋ データ共有・分析



スマート農業技術の活用

スマート選果システムの導入

＋



新たな生産の方式の導入

データの共有・分析

▼

スマート選果システムで得られた選果データを他の生産者等と共有・分析し、次期作の栽培管理に反映する。

生産方式革新事業活動のイメージ（畜産）

搾乳ロボット ＋ フリーストール式畜舎の導入



スマート農業技術の活用

搾乳ロボットの活用

＋



新たな生産の方式の導入

つなぎ飼いから、
フリーストール式畜舎に変更

▼

牛をつながないフリーストール牛舎に変更することで、搾乳ロボットの省力化効果を高める。

飼養管理ソフト
乳量計付自動離脱装置 ＋ 獣医師等とデータを共有



スマート農業技術の活用

飼養管理システムと
乳量計付自動離脱装置の活用

＋



新たな生産の方式の導入

乳量データを自動入力、集めたデータを獣医師等と共有し、データに基づく適正飼養管理を実施

▼

正確にデータを自動収集・集積し、獣医師等と共有することで、乳量計付自動離脱装置、飼養管理システムの導入効果を高める。